

## 監 査 公 表

### 公表第 5 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 38 第 6 項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成 19 年 1 月 16 日

愛媛県監査委員	壺	内	紘	光
同	玉	井	実	雄
同	竹	田	祥	一
同	白	石	友	一

選定した特定の事件	愛媛県の財産の管理状況について
監査の結果に関する報告提出年月日	平成 18 年 3 月 20 日
監査対象機関	教育委員会事務局 文化スポーツ部 文化振興課
監査の結果	措置の内容
<p>平成 7 年に制定された「愛媛県美術品等取得基金条例」に基づき 8 年 5 月に基金積立 30 億円がなされ、以後基金を運用して美術品取得をしてきた。</p> <p>8 年から 10 年までの取得で 2,984,926,500 円を美術品購入に充て、現金残高が 15,073,500 円となったが、一般会計で美術館の美術品を購入することにより、この基金における現金を増やした上で、さらにその後 609,267,850 円の美術品を取得しており、現在の処理方法では、美術品取得が一般会計から実質上行われていることになる。</p> <p>条例の趣旨からすると、当初設定された基金 30 億円では足りないというのであるならば、基金のアップを明示して申請し、予算化をした上で当該基金の範囲内で美術品を取得するというのが本来のあり方である。</p>	<p>基金の運用にあたっては、条例の趣旨に基づき、必要に応じて基金の追加積立てを検討するなど適切に対応したい。</p>

監査対象機関	美術館
監査の結果	措置の内容
<p>現在の愛媛県美術館は平成 10 年に設置されたもので平成 17 年 3 月末現在、10,638 点の収蔵作品がある。このうち約 1800 点は昭和 45 年に開館した愛媛県立美術館の廃止に伴い引き継いだものである。</p> <p>作品の現物とこれを個別に管理する管理台帳を照合したが、愛媛県立美術館時代の旧の台帳と愛媛県美術館となった後の新しい台帳があり、新しい台帳では現物の写真をポジフィルムでとって台帳に貼付けることとなっているが、10,000 円/点の費用がかかることもあり、未整備のものが見受けられた。</p> <p>10,000 円/点の費用をかけて写真を取り台帳を整備するのではなく、市販の安価なカメラでもよいので少なくとも写真を取り、作品が特定できるように、又新しい記載事項のある台帳が整備されるようにしておく必要がある。</p>	<p>デジタルカメラ等で写真を撮影し、台帳整備を進めている。</p>